

可視・赤外防振カメラ売払い仕様書

1 件名

可視・赤外防振カメラ売払い

2 売払い物品・数量

可視・赤外防振カメラ（FLIR社製 U8500型） 一式

3 構成（一式内訳）

- (1) カメラ本体
- (2) 制御装置
- (3) ハンド・コントローラー
- (4) メイン・センサー用ケーブル
- (5) 付属品
 - ア 輸送容器
 - イ 操作説明書（英文） 3 冊
 - ウ 操作説明書（和訳） 1 冊
 - エ 簡易取扱説明書 5 冊
 - オ 操作チェックリスト 1 冊
 - カ ワイヤー・アイソレーター 26 個

4 売払い物品の留意点

- (1) 当該売払い物品は、米国商務省産業安全保障局が管轄する輸出管理規則（EAR: Export Administration Regulations）が適用される物品である。
- (2) 当該売払い物品は、本市所有の消防ヘリコプターに搭載し使用した中古物件のため、製造者が設定した修理または修正基準に達している項目がある。

5 保管場所及び引渡し場所

静岡市葵区諏訪 8 番地の10 静岡ヘリポート内
静岡市消防局警防部警防課 静岡市消防航空隊格納庫

6 売払い物品の確認

見積書提出期限の前日（令和7年10月20日（月））までに当該売払い物品及び引渡し場所を確認することができる。確認にあたっては事前に購入所管課担当者に連絡し、確認日時を協議すること。なお、確認を行わなかった場合の異議申立ては受け付けないものとする。

7 搬出完了期限

令和7年12月12日（金）

※ただし、売買代金の納付を確認した後に引渡しを行う。

8 売買代金の納入

(1) 納入金額 契約金額とする。

(2) 納入期限 **令和7年11月14日（金）**

(3) 売買代金の納入方法

静岡市が発行する納入通知書により指定金融機関で納入期限までに払い込むこと。

9 EAR適用物品であることによる遵守項目

EAR適用物品であるため、以下(1)～(3)を遵守すること。

また、契約後速やかに**別紙様式1-1「誓約書」**を売払い所管課に提出すること。

(1) 米国商務省からの許可取得を要する場合には、買受人は承認申請手続きを代行すること。

また、手続き完了時は売払い所管課へ速やかに報告すること。

(2) 製造者等関係者へ所有者変更の手続等を要する場合には、買受人はその手続等の一切を行うこと。また、手続等の完了時には売払い所管課へ速やかに報告すること。

(3) 引渡し後も米国国内関連法令、日本国内関連法令を遵守すること。海外または国内の他社に再譲渡する場合は、譲渡先がEAR上で取引を制限された者でないか確認するとともに譲渡時は同規定で定められた手続きを確実に実施すること。

10 見積条件及び見積の参加について

(1) 搬出に係る費用及び引渡しや引渡し後に必要な申請等の一切手続きに係る諸費用は、買受人の負担とする。

(2) 契約書書式(**別紙2「売買契約書」**)を決定者との契約締結に使用するため、契約内容等を承知の上で見積に参加すること。

(3) 参加条件の確認

ア 見積に参加する者は、見積書の提出までに、売払い所管課による参加条件の確認を受けること。

イ 参加条件は、次のとおりとする。

(ア) 静岡市が発注する物品の製造の請負又は買い入れ若しくは売払いに係る競争入札に参加する者に必要な参加資格について、資格者として認定され、15-5 船舶・航空機(部品含む)又は23-5 その他(再資源)買受を営業種目としている者であること。

(イ) 米国商務省産業安全保障局が管轄する輸出管理規則(EAR: Export Administration Regulations)のエンティティリスト(取引制限先リスト)に記載されていない者であること。

(ウ) 売払い物品 (FLIR 社製 U8500 型) 又は EAR が適用される製品の取り扱い実績がある者であること。

ウ 参加条件の確認にあたっては、別紙様式 1-2「参加条件確認申請書兼確認書」及び申請書兼確認書で定められた提出資料を令和 7 年 10 月 15 日 (水) 正午までに売払い所管課に提出すること。その後、売払い所管課の確認を得た上で「申請書兼確認書の写し」とともに見積書を契約課に提出すること。

11 その他

- (1) 契約者決定後、搬出についての打ち合わせを売払い所管課の担当者で行うこと。
- (2) その他不明な点が生じた場合は、売払い所管課の指示に従うこと。

12 売払い所管課

消防局警防課 航空整備係 深澤

電話番号 054-267-3019

F A X 054-267-3022

(別紙様式1-1)

誓約書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

可視・赤外線防振カメラ (FLIR社製U8500型) の受領に当たり、下記の内容を証明及び遵守することを誓約します。

記

- 1 当社(私)は、米国商務省産業安全保障局が管轄する輸出管理規則(以下、「EAR」という。)において、日本国内及び国外での取引が制限された者ではありません。
- 2 受領した当該物品については、米国国内関連法及び日本国内関連法を遵守して取り扱います。
- 3 受領した当該物品を国外又は国内の他社へ再譲渡する場合には、譲渡先がEAR上で取引を制限された者でないか確認するとともに、譲渡時は同規程に定められた手続きを確実に実施します。

以上

(別紙様式1-2)

参加条件確認申請書兼確認書
(可視・赤外防振カメラ売払い)

令和 年 月 日

(宛先) 静岡市長

所在地(住所)
申請者 名称
代表者職氏名

下記案件について、仕様書に定められた参加条件を満たすことを確認いただきたく、申請します。なお、提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 件名

D-801 可視・赤外防振カメラ売払い

2 参加条件

(1) 静岡市が発注する物品の製造の請負又は買入れ若しくは売払いに係る競争入札に参加する者に必要な参加資格について、資格者として認定され、15-5船舶・航空機(部品含む)又は23-5その他(再資源)買受を営業種目としている者であること。

提出資料: なし

(2) 米国商務省産業安全保障局が管轄する輸出管理規則(EAR: Export Administration Regulations)のエンティティリスト(取引制限先リスト)に記載されていない者であること。

提出資料: なし

(3) 売払い物品(FLIR社製U8500型)又はEARが適用される製品の取り扱い実績がある者であること。

提出資料: 別添のとおり(契約書及び契約書の内容が分かる仕様書等。不都合がある場合は金額の黒塗り可)

上記の提出資料により、売払い条件を満たすことを確認しました。

令和 年 月 日

静岡市消防局警防部警防課

航空担当課長

(別紙2)

(案)

売 買 契 約 書

可視・赤外防振カメラの売買に関し、売渡人静岡市と買受人[]との間に、次のとおり契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 売渡人及び買受人は、信義に従い、この契約を誠実に履行するものとする。

(売買物件の表示)

第2条 売渡人は、その所有に係る仕様書に掲げる可視・赤外防振カメラを現状のまま買受人に売り渡し、買受人は、これを買受けるものとする。

(売買物件の引渡し等)

第3条 売渡人は、第5条に規定する売買代金の納付を確認した後、売買物件を引き渡すものとする。

2 売買物件の引渡しは、売渡人の指定する日時及び場所において行うものとし、買受人は、当該売買物件の現状を確認し、後日に至り異議を申し立てないものとする。

3 買受人は、当該売買物件の引渡しを受けたときは、仕様書に掲げる搬出完了期限までに当該売買物件を搬出するものとする。

(履行の追完等)

第4条 前条に規定する引渡し後において、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるとしても、売渡人は、契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完の責めを負わないものとする。

(売買代金の額及び納入)

第5条 売買物件の売買代金は、金 [] 円(うち消費税及び地方消費税の額を含む額 [] 円)とし、買受人は、売渡人が定める納入通知書により、令和7年11月14日までに売渡人が指定する金融機関に一括して納入するものとする。

(遅滞金)

第6条 買受人は、前条に規定する納期限までに売買代金を納入しなかったときは、その納期限の翌日から起算して遅滞日数1日につき、契約金額の2,000分の1に相当する金額を遅滞金として売渡人に支払うものとする。

(催告による契約の解除)

第7条 売渡人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 第5条に規定する期限までに売買代金を納入しないとき。

(2) 前号に定める場合のほか、買受人がこの契約の条項に違反したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、買受人は、売渡人に対し売買代金の100分の10に相当する額を支払うものとする。

(催告によらない契約の解除等)

第8条 売渡人は、買受人が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、売渡人は、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約を完全に履行することができないことが明らかであるとき。
- (2) この契約締結又は履行について、不正の事実があったとき。
- (3) 次のアからオまでのいずれかに該当するとき。

ア 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成 25 年静岡市条例第 11 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（静岡市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (4) 契約解除の申出をしたとき。

- 2 買受人は売買物件がその引渡し以前に天災地変その他不測の事由により毀損したときは、この契約を解除することができるものとする。
- 3 第 1 項の規定によりこの契約が解除された場合は、買受人は、売渡人に対し売買代金の 100 分の 10 に相当する額を支払うものとする。

（損害賠償）

第 9 条 第 7 条又は第 8 条の規定によりこの契約が解除された場合において、売渡人に損害を生じたときは、買受人は、損害賠償の責めを負う。

- 2 第 7 条又は第 8 条の規定によりこの契約が解除された場合において、買受人に損害が生じても、売渡人は、一切その責めを負わない。

（不当な取引制限等に係る損害賠償の予約）

第 10 条 買受人は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、売渡人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、損害賠償金として契約金額の 10 分の 2 に相当する額を売渡人に支払わなければならない。この契約が履行された後においても、同様とする。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反するとして、独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定による排除措置命令又は独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
- (2) 買受人又はその役員若しくは使用人が、独占禁止法第 11 章の規定又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条の規定に該当して有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。
- 2 前項の規定は、売渡人に生じた実際の損害額が同項の規定による損害賠償金の額を超える場合においては、売渡人が当該超過する金額の賠償を買受人に請求することを妨げるものではない。
- 3 第 1 項の規定に該当したことによりこの契約を解除された場合において、静岡市契約規則（平成 15 年規則第 47 号）第 47 条第 3 項の規定により契約保証金額に相当する額を支払うときにおいても、売渡人が第 1 項の損害賠償金の支払を買受人に請求することを妨げるものではない。

(市長への報告等)

第 11 条 買受人は、契約の履行に当たって、暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市長に報告するとともに、所轄の警察署長への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

(契約の失効)

第 12 条 この契約は、売買物件がその引渡し以前に天災地変その他不測の事由により滅失したときは失効するものとする。この場合において、当該売買物件に係る売買代金が納付されている場合は、売渡人は、買受人に対し当該売買物件に係る売買代金を返還し、買受人は、売渡人に対し、当該売買物件に係る売買代金の返還を除く一切の請求を行わないものとする。

(定めのない事項等の処理)

第 13 条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、売渡人、買受人協議の上処理するものとする。

この契約の締結を証するため本書 2 通を作成し、売渡人、買受人両者記名押印の上各自 1 通を保有する。ただし、契約内容を記録した電磁的記録により本契約を締結する場合は、当事者が電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

静岡市葵区追手町 5 番 1 号

売渡人

静岡市長 難波 喬司

買受人

見 積 書

	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
金額										

(消費税及び地方消費税相当額を除いた金額)

ただし、

可視・赤外防振カメラ売払い

その他仕様書のとおり

見積心得を承諾の上、入札いたします。

令和 年 月 日

課税業者 免税業者 (該当に○)

所在地 (住所)

名 称

代表者職氏名

印

(宛先)

静岡市長

見積書の書き方

D-801

見積書

金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		¥	1	2	3	4	5	6	7

(消費税及び地方消費税相当額を除いた金額)

ただし、
可視・赤外防振カメラ売払い
その他仕様書のとおり

買取価格の合計金額を記入する(消費税抜き)

見積心得を承諾の上、見積りいたします。

令和〇年〇月〇〇日

提出する日
付

消費税課税業者・免税業者
のいずれかに○

課税業者 免税業者(該当に○)

所在地(住所) 静岡市葵区追手町5番1号

名称 株式会社 静岡商事

代表者職氏名 代表取締役 静岡 太郎

印

(宛先) 静岡市長

事前に市に届けてある
印鑑を使用する